

会長	会長代理	事務局長	係長	主査	係員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月2日（火）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員（14名）

農業委員 (6名)

会長	8番 榎原 照博
	1番 野口 敏春
	2番 西村 正史
	3番 川下 始
	6番 市丸 義則
	7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (8名)

	笛本 和彦
	池田 信文
	江下 久子
	田島 一昭
	蕪竹 敏治
	大岡 利昭
	浦田 進
	田久保 孝一

欠席委員 (農業委員2名)

	4番 川崎 豊洋
	5番 福江 晋

(推進委員3名)

	内田 圭一郎
	内田 秀敏
	三原 仁

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 107 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 108 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
議案第 109 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
議案第 110 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地
利用集積等促進計画（案）の意見について
議案第 111 号 非農地判断について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、第 30 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は、農業委員が 6 名、推進委員が 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、2 番の西村委員と 3 番の川下委員よろしくお願いします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第 107 号 2 件、議案第 108 号 2 件、議案第 109 号 1 件、議案第 110 号 6 件、議案第 111 号 1 件となっています。</p> <p>それでは引き続き、報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を 7 件受理したので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	(解約報告)
議長	事務局の報告が終わりました。

	報告内容について、何かご意見ございませんか。
西村委員	<p>1つ確認です。</p> <p>一度聞いたと思いますが、解約の中で、平成13年という契約がありますが、これが50年経ってもこのお手続きをしないといけないのか。</p>
事務局	<p>農地法3条の賃借権に限ってなんですけれど、自動で解約とならずにずっと契約が残ってしまうため、解約が必要になります。</p> <p>使用賃借権、基盤強化促進法については、契約期間が満了しますとその時点で終了となりますので、解約は必要ありません。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
議長	<p>ご意見等無いようなので、報告第1号1番から7番について、追加の指導等は実施いたしません。</p> <p>続きまして、議案第107号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された江下推進委員から調査報告をお願いします。</p>
江下推進委員	<p>11月30日に、会長と○○さんと私で会いました、○○さんは来られませんでした。</p> <p>現場で、まず聞いたのが、どうしてこの土地を買いましたかと尋ねました。</p> <p>そしたら、家に付いてきたからと言われましたけど、田とか畑の場所も全然知らないで買ったという感じでした。</p>

	<p>買った後は、田とか畠はどうされますかと聞いたら、自分は体調があまり良くないので、全然作りませんということでしたので、地区の真ん中辺りの田ですので、ちょっと困りますねと話をしました。</p> <p>私が思うには、耕作しないのに買われたら、隣近所に迷惑がかかるので、断りたいなあと思ったところです。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>○○さんが移住をしたいということで、空家に付随した農地購入ということになりますが、農業委員会としては、農地を荒らされても困るし、皆さんで審議してもらえればと思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第107号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
西村委員	<p>今の説明からすれば、今回の対象になった農地は、○○さん本人は作らないということであれば、農地法第3条第2項の各号には合致しないのではないかと思います。</p>
野口委員	<p>調査書からすれば、耕作をしますという話をされていたということですか。</p>
事務局	<p>実際に○○さんが事務局の方にこられて、申請書をご提出いただいたんですけども、その時点では耕作をする予定で申請をされていました。</p> <p>みかんをしたいっていうことで太良町に移住を決められたそうなので、どこかみかんをされてるところでお手伝いをしたいということも仰ってました。</p> <p>その現地調査の時に、心変わりをされたのかなと事務局の方では思っています。</p>
中島委員	<p>実際問題として、○○さんが理想と現実の乖離がかなりあったんじやないかと思います。</p> <p>みかん産地に行って作れば、すぐにでも耕作できるような簡単な考え方で、話をきいてみたらそんなに簡単なもんじやなかったということがあったんじやないかと思います。</p> <p>例えば、空き家バンク付随の農地ではありますが、契約者本人が移住したいといった時に、住宅だけを切り離してということはできないので</p>

	しょうか。
事務局	<p>空き家バンクに付随した農地ですので、空き家バンクありきになってますので、空き家だけっていうのは、契約上できないと事務局は判断しています。</p> <p>空き家バンク担当とも話をしましたけれども、農業委員会で、もし不許可になった場合は、契約自体が白紙に戻ると担当から聞いています。</p> <p>ただ、ここで許可が出て、例えば、許可が出たけれども、やめようということになった場合は、違約金が発生するということですので、そこには今まで、気持ちが揺らいでおられるのかなと事務局としては判断しています。以上です。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>意見が出尽くしたようなので、議決を採ります。</p> <p>議案第107号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は举手をお願いします。</p> <p>(举手なし)</p>
議長	<p>举手なしと確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は不許可と認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員から調査報告をお願いします。</p>
川下委員	<p>本件につきましては、11月26日に、内田推進委員と現地を確認させていただきました。</p>

	<p>○○さんは、内田推進委員に任せるということでした。 問題ないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第107号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。 議案第107号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は举手をお願いします。</p> <p>(举手多数)</p>
議長	<p>举手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第108号、農地法第4条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。 また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島委員	<p>この土地につきましては、2カ月前に農業委員会の方で、農振除外の判断をした土地です。 その時にも確認をさせてもらいましたのが、25日に、改めて確認をしました。</p>

	今回の転用申請で許可が出れば終わりということで、○○さんに確認を取っていますが、よろしく頼みますということでした。以上です。
大岡推進委員	<p>今、中島委員が説明されましたけれども、ここは私が小さい頃から、倉庫が建っていて宅地だろうなと思っていたところでした。</p> <p>今回、申請をされたということで良かったなというふうに思っています。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案108号1番について、ご異議ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第108号1番について、許可相当であると判断する方は举手をお願いします。</p> <p>(举手多数)</p>
議長	<p>举手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員から調査報告をお願いします。
西村委員	<p>調査を11月25日に、○○さんが26日から不在ということで、急遽調査となりました。</p> <p>その関係で、江下推進委員は、どうしても都合がつかないということ</p>

	<p>で、私と○○さんの方で現地を確認しております。</p> <p>現地ですけども、山の中にある農地で、一人ではとても行けないようなところでした。</p> <p>しかし、現地については草払いもしてあってよく管理をされてるなどというふうな印象を受けました。</p> <p>実際は、平成2年の大雨以降はもう作っていないということで、除草だけをされて現状になっているということです。</p> <p>植林は、森林組合の方に依頼されて、予定では、杉を210本植える予定という話をされていました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第108号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります</p> <p>議案第108号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第109号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、鉄道の駅から概ね300m以内にある市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。</p> <p>また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>

野口委員	<p>26日に、○○行政書士と○○姉妹と現地立ち会いをしました。</p> <p>現地は、草を綺麗に刈ってあります、もうすでに分筆のための測量が済んでいました。</p> <p>排水の方も問題ないと思います。</p>
池田推進委員	<p>浄化槽の排水として使用されるところは、もともと水田の排水をされていたところで、特に問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第109号1番について、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第109号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第110号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、佐賀県農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画書（案）を受理したので、審議並びに意見を求める。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第110号1番と2番は、申請人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案説明)

	<p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>調査は、26日に、〇〇さんの旦那さん、〇〇さんの立会で池田推進委員と確認してきました。</p> <p>〇〇さんは、イチゴを作られるということで、このハウスもイチゴを栽培されていたところです。</p> <p>それと、ハウスの西側のスペースに農機具を置くための倉庫を建てたいとの希望でした。</p> <p>そして、ハウスが建っていない西側の農地については、苗床の施設として利用する予定だということでした。</p> <p>賃借料関係については、双方ともに間違いないということでした。以上です。</p>
池田推進委員	<p>西側の農地は、多少水が来るんですが、全体に広がるほどの水ではないから大丈夫だと思います。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第110号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>ちょっと、私から一つ、設定期間3年の根拠を教えてください。</p>
事務局	<p>相続登記が終わったら、売買をしたいなという話はされてました。</p> <p>この3年が下限の契約期間となっていますので、その関係で3年となっていると思います。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議と認め、議決を採ります。</p>

	<p>議案110号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第110号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>11月30日に、会長、江下推進委員、○○さん、○○さん立ち会いのもと、現地に行ってきました。</p> <p>解約して、新たに賃借料を設定して借りるということでした。間違いないと思います。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>簡単に言えば、使用賃借だった農地を賃借権の設定に変更したということです。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案110号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第110号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は举手をお願いします。</p> <p>(举手多数)</p>
議長	<p>举手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>この案件も11月30日に、会長と江下推進委員、〇〇さん、〇〇さん立会の元、確認してきました。</p> <p>以前耕作されていた〇〇さんが作らないということで、〇〇さんが新たに耕作していくということでした。</p> <p>賃借料も、これで間違いないということでした。以上です。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>田島推進委員の言われたとおりです。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案110号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第110号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は举手をお願いします。</p>

	(挙手多数)
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>11月30日に、会長、江下推進委員立ち会いのもと、○○さんと会ってきました。○○さんは高齢で、お任せしますということでした。</p> <p>今まで、○○さんのお父さんが借りていたところで、亡くなられてから何も変えてなかったので、新たに変えるということでした。</p> <p>7373-15はみかん、7404-16は玉ねぎが植えてあって、しっかりと管理は出来ています。以上です。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>田島推進委員の言わされたとおりです。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案110号5番について、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第110号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
	(挙手多数)
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、5番は原案どおり認められました。</p>

	続きまして、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員から調査報告をお願いします。
川下委員	<p>11月26日に、内田推進委員、○○さんと現地を確認しました。</p> <p>ここは、今、竹藪になっているところですが、町の基盤整備で整地して、みかんを栽培予定ということでした。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第110号6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案110号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、6番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第111号、非農地判断について、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案説明)
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは議案第111号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第111号1番について、非農地であると判断する方は挙手をお願いします。</p>
	(挙手多数)
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は非農地と認め、法務局に提出します。</p> <p>以上で、本日の議案の審議、協議事項及び報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。</p>
	(なし)
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第30回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 7 年 12 月 2 日

会長 榊原照博

議事録署名者 西村正史

議事録署名者 川下始